車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和７年７月１日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 北海道横断自動車道<br>黒松内釧路線 | 釧路市阿寒町下舌辛３番54から同市北園41番290まで |
| 倶知安余市道路 | 北海道余市郡仁木町東町12丁目12番２地先から同郡余市町登町206番１地先まで |
| 中樹林道路 | 北海道空知郡南幌町513番２から江別市江別太335番27まで |
| 一般国道238号 | 北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別4436番１から同村知来別4621番まで |
| 一般国道239号 | 北海道上川郡下川町二の橋955番１から同町二の橋570番２まで |

２　指定する期日　令和７年７月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり解除する。

令和７年７月１日　　北海道開発局長　遠藤　達哉

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道238号 | 北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別4436番１から同村知来別4621番まで |
| 一般国道239号 | 北海道上川郡下川町二の橋955番１から同町二の橋570番２まで |
| 一般国道276号 | 北海道岩内郡共和町幌似2083番１から同町幌似2108番２まで |

２　解除する期日　令和７年７月１日

## 国家試験

**2025年度経験者採用試験（係長級（事務））公告**

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和７年７月１日　　人事院事務総長　佐々木雅之

１　試験の名称　2025年度経験者採用試験（係長級（事務））

２　試験の区分　府省合同Ａ及び府省合同Ｂ

３　対象官職　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

イ　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職

ロ　事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」については、上記イの官職

⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」については、上記ロの官職

４　給与

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用総合職試験又は国家公務員採用Ｉ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用総合職試験による採用後４年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

265,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又は国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）による採用後７年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

268,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

５　受験資格

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」　2025（令和７）年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第７項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者